⑸　事務所等の状況 イ．事務所数 ［表略］ （記載上の注意） １．当該労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（労働金庫法第94条第３項において準用する銀行法第52条の60の２第２項の規定により労働金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 ２．［略］ ［ロ．～ホ．　略］ ［⑹・⑺　略］ ３．［略］ **別紙様式第５号**（第21条第１項関係） 第　期（年　月　日から 年　月　日まで）業務報告 年　月　日　作成　住所 年　月　日　備付　労働金庫連合会名 理事長　氏名 １．［略］ ２．当会の現況 ［⑴～⑷　略］ ⑸　事務所等の状況 イ．事務所数 ［表略］ （記載上の注意） １．当該労働金庫連合会を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（労働金庫法第94条第３項において準用する銀行法第52条の60の２第２項の規定により労働金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 ２．［略］ ［ロ．～ホ．　略］ ⑹　［略］ ３．［略］	⑸　事務所等の状況 イ．事務所数 ［同左］ （記載上の注意） １．当該労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（労働金庫法第94条第３項において準用する銀行法第52条の61第２項の規定により労働金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 ２．［同左］ ［ロ．～ホ．　同左］ ［⑹・⑺　同左］ ３．［同左］ **別紙様式第５号**（第21条第１項関係） 第　期（年　月　日から 年　月　日まで）業務報告 年　月　日　作成　住所 年　月　日　備付　労働金庫連合会名 理事長　氏名 １．［同左］ ２．当会の現況 ［⑴～⑷　同左］ ⑸　事務所等の状況 イ．事務所数 ［同左］ （記載上の注意） １．当該労働金庫連合会を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（労働金庫法第94条第３項において準用する銀行法第52条の61第２項の規定により労働金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 ２．［同左］ ［ロ．～ホ．　同左］ ⑹　［同左］ ３．［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部改正）

第二条　労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第三条第一項の主務省令で定める保存） **第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の保存とする。 ［一～九　略］	（法第三条第一項の主務省令で定める保存） **第三条**　［同上］ ［一～九　同上］